

農業経営基盤強化準備金制度について

(重要なお知らせ)

令和5年12月

重要なお知らせ

令和7年度以降※、農業経営基盤強化準備金を積み立てる場合、

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画において農業を担う者として位置づけられていることが必須**となります。

地域における話し合いへの**積極的な参加**をお願いします。



令和7年度の地域計画に農業を担う者として位置づけられない場合どうなるの？



農業経営基盤強化準備金を
積み立てることができなくなります。

※ 令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金制度の延長が認められることが条件となります。



では、どうしたらいいの？

地域計画において
担う者として位置
付けるよう相談し
てください。



市町村



〇〇地区の農業を
担う者として位置づけ

積立が可能となります。

地域計画



< 地域計画とは >

人・農地プランを土台に**将来の地域農業や農地利用を地図で分かりやすくした計画※**です。

※令和5年4月から令和7年3月までの2年間で策定します。

具体的には、

- ① 甲地区のように原則一筆ごとに位置付ける地図から、
- ② 乙地区のように検討中のエリアについては、複数の候補者を記載することも可能です。

甲地区



乙地区



地域計画（目標地図を含む）は、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくものです。（最終的には甲地区のようになります。）

（お問合せ先）
ご不明な点は地方農政局又は
県域拠点までにお問い合わせください。

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索

